

# 北空知衛生センター組合行政不服審査会条例

平成30年12月25日  
組合条例第9号

改正 令和7年 3月24日組合条例第3号

## (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、北空知衛生センター組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審査会は、3人の委員で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

## (会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、非公開とする。

## (守秘義務)

第6条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (罰則)

第7条 前条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令7組合条例3・一部改正)

## (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日組合条例第3号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。